

## トップニュース

### ベトナム税務総局が日本国税局から所得税の申告情報を入手

弊社情報によると、ベトナム税務総局は、日本国税局からベトナム居住者に該当する日本人について、日本での所得に関する情報を入手しているようです。

2016年03月21日付のオフィシャルレター1172/TCT-HTQT号によると、ベトナム税務総局はハノイ税務局及び地方税務局に対し、日本での所得に関する情報とベトナムで申告した日本での所得情報を照合するよう指示しました。

照合の結果、差異があった日本人には税務局より連絡があったようです。

ベトナム居住者の皆様におかれましては、追徴課税及びペナルティーを課されないよう、日本での所得も漏れなく申告することをお勧めします。

## ベトナム会計・税務

### 保税倉庫で商品の引渡に対する外国契約者税について

2016年02月04日、ハノイ市税務局は保税倉庫で商品の引渡に対する外国契約者税に関するオフィシャルレター第6316/CT-HTR号を発行した。内容は下記の通りである。

- ・国外の取引先が保税倉庫から商法に基づきベトナム国内に商品を販売する場合、当該取引先はベトナムの企業所得税の課税対象であり、企業は取引先に料金を支払う前に外国契約者税の源泉控除をする必要がある。

- ・国外の取引先が保税倉庫を国際運送・通過・積替え・商品保管又は顧客の加工のために使用する場合、国外の取引先はベトナムの企業所得税の課税対象とならない。

### 会社設立前の費用について

2016年2月4日、ハノイ市税務局は会社設立前の費用に関するオフィシャルレター6462/CT-HTR号を発行した。内容は下記の通りである。

- ・会社設立に伴う費用が発生する場合、規定通りインボイス・書類（委任された組織・個人の名義のインボイス・書類）が十分揃っており、会社の製造・経営活動に関するものであれば、企業所得税の計算をする際、損金算入することができ、3年間で償却することができる。

- ・会社設立に関する費用で立替者に委任した文書がなく、かつ、2千万ドン以上のインボイスに対して銀行振込で立替者に支払われていない場合、付加価値の控除申告及び損金算入することができない。

### 外国契約者の付加価値税と法人税の算定時の為替レートに関する案内

2016年3月14日、税務総局は外国契約者の付加価値税と企業所得税の計算用の為替レートに関する第982/TCT-CS号を発行した。内容は下記の通りである。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 8 3930 5491

2015年度において外国契約者がベトナムで外貨売上を計上した場合、外国契約者の口座が開設されている銀行の本社の購入為替レート（TTB）により外貨の売上をベトナムドンに換算し、付加価値税と企業所得税の課税売上を算定する。

## 個人所得税の納税者への税コード発給に関する案内

2016年03月08日、税務総局は個人所得税の納税者への税コード発給に関する第896/TCT-KK号を発行した。内容は下記の通りである。

すでに税コードを持っている納税者は住所変更に伴い、新しい居住先の身分証明書（09桁又は12桁）又は住民者証明法第59/2014/QH13号による本人証明番号を発給される場合、現行の税務規定に基づき税務登録情報の変更手続きを行う。税務総局は、新しい身分証明書及び本人証明番号に対し新しい税コードの発給は行わない。

## 従業員への出張旅費と電話代の費用

2016年3月21日、税務総局は下記の通り出張旅費・電話代に対する個人所得税について案内する通達第1166/TCT-TNCN号を発行した。内容は下記の通りである。

- ・出張旅費（出張者の食事代・タクシー代・宿泊費・渡航費等）は個人所得税では非課税、企業所得税では損金算入することができる。
- ・企業は労働者へ電話代を支払う場合、この電話代は労働契約書、労働協約書、賞与規則及び企業の財務規定の書類のいずれかに記載を条件に、企業所得税及び個人所得税の計算において損金算入が可能となる。なお、これらの書類において電話代に関する支給要件及び支給額を具体的に規定する必要がある。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnamは、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnamまでご連絡ください。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 8 3930 5491